様式コード			
2	2	2	5

健 康 保 険
厚生年金保険

被保険者報酬月額算定基礎届

常務理事	事 務 長	部 長	課 長	係 長	係 員

令和　　年　　月　　日提出

提出者記入欄

事業所整理記号	-	健康保険事業所記号	
事業所所在地	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒　　-		
事業所名称			
事業主氏名			
電話番号	(　　)		

受付日付印

社会保険労務士記載欄

氏　名　等

項目名

① 被保険者整理番号	② 被保険者氏名	③ 生年月日	④ 適用年月	⑰ 個人番号［基礎年金番号］
⑤ 従前の標準報酬月額	⑥ 従前改定月	⑦ 昇(降)給	⑧ 遡及支払額	⑱ 備考
⑨ 給与支給月 / ⑩ 給与計算の基礎日数	報酬月額 ⑪ 通貨によるものの額 / ⑫ 現物によるものの額	⑬ 合計（⑪+⑫）	⑭ 総計（一定の基礎日数以上の月のみ） / ⑮ 平均額 / ⑯ 修正平均額	

1

①	②	③	④ 9 年 月	⑰
⑤ 健 千円	厚 千円	⑥ 年 月	⑦昇(降)給 月 1. 昇給 2. 降給	⑧遡及支払額 月 円
⑨支給月	⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪＋⑫)
4 月	日	円	円	円
5 月	日	円	円	円
6 月	日	円	円	円

⑭総計 円
⑮平均額 円
⑯修正平均額 円

⑱
1. 二以上勤務
2. 月額変更予定（　　月改定予定）
3. 途中入社（資格取得日　年　月　日）
4. 病休・育休・休職等
5. 短時間労働者（特定適用事業所等）
6. パート
7. 年間平均
8. その他（　　）

2

①	②	③	④ 9 年 月	⑰
⑤ 健 千円	厚 千円	⑥ 年 月	⑦昇(降)給 月 1. 昇給 2. 降給	⑧遡及支払額 月 円
⑨支給月	⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪＋⑫)
4 月	日	円	円	円
5 月	日	円	円	円
6 月	日	円	円	円

⑭総計 円
⑮平均額 円
⑯修正平均額 円

⑱
1. 二以上勤務
2. 月額変更予定（　　月改定予定）
3. 途中入社（資格取得日　年　月　日）
4. 病休・育休・休職等
5. 短時間労働者（特定適用事業所等）
6. パート
7. 年間平均
8. その他（　　）

3

①	②	③	④ 9 年 月	⑰
⑤ 健 千円	厚 千円	⑥ 年 月	⑦昇(降)給 月 1. 昇給 2. 降給	⑧遡及支払額 月 円
⑨支給月	⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪＋⑫)
4 月	日	円	円	円
5 月	日	円	円	円
6 月	日	円	円	円

⑭総計 円
⑯修正平均額 円

⑱
1. 二以上勤務
2. 月額変更予定（　　月改定予定）
3. 途中入社（資格取得日　年　月　日）
4. 病休・育休・休職等
5. 短時間労働者（特定適用事業所等）
6. パート
7. 年間平均
8. その他（　　）

4

①	②	③	④ 9 年 月	⑰
⑤ 健 千円	厚 千円	⑥ 年 月	⑦昇(降)給 月 1. 昇給 2. 降給	⑧遡及支払額 月 円
⑨支給月	⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪＋⑫)
4 月	日	円	円	円
5 月	日	円	円	円
6 月	日	円	円	円

⑭総計 円
⑮平均額 円
⑯修正平均額 円

⑱
1. 二以上勤務
2. 月額変更予定（　　月改定予定）
3. 途中入社（資格取得日　年　月　日）
4. 病休・育休・休職等
5. 短時間労働者（特定適用事業所等）
6. パート
7. 年間平均
8. その他（　　）

5

①	②	③	④ 9 年 月	⑰
⑤ 健 千円	厚 千円	⑥ 年 月	⑦昇(降)給 月 1. 昇給 2. 降給	⑧遡及支払額 月 円
⑨支給月	⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪＋⑫)
4 月	日	円	円	円
5 月	日	円	円	円
6 月	日	円	円	円

⑭総計 円
⑯修正平均額 円

⑱
1. 二以上勤務
2. 月額変更予定（　　月改定予定）
3. 途中入社（資格取得日　年　月　日）
4. 病休・育休・休職等
5. 短時間労働者（特定適用事業所等）
6. パート
7. 年間平均
8. その他（　　）

※　⑨支給月とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。

この届書は、毎年、7月1日現在に被保険者である方（6月1日以降に新たに資格取得された方等を除く）について、その年の9月分から適用される標準報酬月額を決定するために提出するものです。提出期間は、毎年、7月1日～10日までです。

記入方法

①被保険者整理番号　：資格取得時に払い出しされた被保険者整理番号を、記入してください。

③生年月日　：該当する元号の番号と、年月日を下図のように記入してください。

【元号】　１．明治　３．大正　５．昭和　７．平成

【記入例】　昭和63年5月3日の場合

③	5-630503

⑦昇(降)給　：4月～6月の支払期において、昇給または降給のあった月の支払月を記入し、該当する昇給または降給の区分を〇で囲んでください。

⑧遡及支払額　：4月～6月の支払期において、遡及分の支払があった月と支払われた遡及差額分を記入してください。

⑩給与計算の基礎日数　：月給･週給者は暦日数、日給･時給者は出勤日数等、報酬(給与)支払の基礎となった日数を記入してください。
月給･週給者で欠勤日数分の給与を差し引く場合は、就業規則等で定められた日数から欠勤日数を除いて記入してください。
※基礎日数は給与支払日ではありませんので、ご注意ください。

⑪通貨によるものの額　：給料･手当等名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額を記入してください。
※昇給がさかのぼったためその差額が支給された場合は、その差額も含めて記入し「⑧遡及支払額」に支給月と差額を記入してください

⑫現物によるものの額　：報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについて記入してください。
現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事･住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服等は時価により算定した額)を記入してください。

⑬合計　：「⑪通貨」と「⑫現物」の合計額を記入してください。

⑭総計　：「⑩給与計算の基礎日数」が17日以上の月（「短時間労働者」の場合は、11日以上の月）の「⑬合計（⑪+⑫）」を総計した金額を記入してください。
※「パート」の場合で4月～6月の支払期に17日以上の月がない場合は、15日以上の月の「⑬合計（⑪+⑫）」を総計してください。

⑮平均額　：「⑭総計」で算出した金額を、「⑩給与計算の基礎日数」が17日以上の月数（「短時間労働者」の場合は、11日以上の月数）で除して得た金額を記入してください。算出した平均額は、1円未満を切捨てしてください。
※「パート」の場合で17日以上の月がない場合は、15日以上の月数で除してください。

⑯修正平均額　：遅配分給与の支払いや昇給がさかのぼったことにより、対象月中に差額分が含まれている場合は、差額分を除いた平均額を記入してください。低額の休職給がある場合は、休職給の支払いがあった月を除いた月数・総計をもとに平均額を算出してください。

⑰個人番号（基礎年金番号）　：健康保険組合への届出については、記入不要です。
基礎年金番号を記入する場合は、年金手帳等に記載されている10桁の番号を左詰めで記入してください。

⑱備考　：該当する場合は、番号を〇で囲み、空欄を記入してください。
「1. 二以上勤務」は、被保険者が2カ所以上の適用事業所で勤務している場合に使用します。
「2. 月額変更予定」には、改定予定月を記入してください。
「3. 途中入社」は、4月から6月までの報酬が満額支給されない途中入社の被保険者のときに使用します。1か月分の給与が支給されない月は、算定月から除外します。
「7. 年間平均」は別途、申立書・同意書等の添付書類が必要です。
「8. その他」は必要に応じて記入してください。

お知らせ

・この届書により決定された標準報酬月額はその年の9月分保険料（10月納付分）から適用となります。
・7月、8月、9月改定の月額変更に該当する場合は、この算定による定時決定より月額変更による改定が優先されますので、『被保険者報酬月額変更届』を提出してください。
・「⑩給与計算の基礎日数」が17日（または15日・11日）以上の月が1月もない場合は、従前の標準報酬月額により決定します。
・年間報酬の平均で算定することを申立している場合は、『被保険者報酬月額算定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等』に記入した「修正平均額」を「⑯修正平均額」欄に記入してください。
・「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間または１カ月の所定労働日数が正社員の4分の3未満の者のうち、週20時間以上勤務する者であって、国又は地方公共団体等に属する事業所及び被保険者数が常時501人以上の規模である企業や申出により適用対象となった事業所(特定適用事業所)に使用されていること等、一定の条件を満たした者をいいます。
・「パート」とは、1週間の所定労働時間および1カ月の所定労働日数が正社員の4分の3以上の短時間就労者をいいます。